

届出事項一覧

区分	届出事項	届出様式	添付書類	備考
新設の届出 (条例第4条第1項)	中規模小売店舗を新設する場合の届出です。 店舗の名称・所在地 設置者・小売業を行う者に関する事項 新設をする日 店舗面積の合計 施設の配置に関する事項 駐車場の位置・収容台数 駐輪場の位置・収容台数 荷さばき施設の位置・面積 廃棄物等の保管施設の位置・容量 廃棄物の処理施設の位置 施設の運営方法に関する事項 小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場の自動車の出入口の数・位置 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	(第1号様式)	法人は登記事項証明書、個人は住民票の写し 主として販売する物品の種類 建物の位置・建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 来客の自動車の台数等の予測と来客の自動車を駐車場に案内する経路・方法 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数・荷さばきを行う時間帯 歩行者の交通安全について配慮した事項 来客の自動車・商品の搬出入を行うための自動車の混雑による交通渋滞が周辺道路において発生しないよう配慮した事項 営業、営業関連の機器の使用または施設の運営に伴い発生が予想される騒音に対して配慮した事項 廃棄物等の保管・処理について配慮した事項	開店(予定日)の8か月前までに届出しなければなりません。
変更の届出 (条例第5条第1項)	新設の届出のあった中規模小売店舗について、変更する場合の届出です。 店舗の名称・所在地 設置者・小売業を行う者に関する事項	(第2号様式)	添付書類については、新設の届出時に添付する書類のうち、変更に係るものとします。 なお、付則適用の既存店舗については、最初に変更する際に新設の届出時に添付する書類を提出してください。	当該事項を変更後遅滞なく届出しなければなりません。
(条例第5条第2項)	新設をする日 店舗面積の合計 施設の配置に関する事項 駐車場の位置・収容台数 駐輪場の位置・収容台数 荷さばき施設の位置・面積 廃棄物等の保管施設の位置・容量 廃棄物の処理施設の位置 施設の運営方法に関する事項 小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場の自動車の出入口の数・位置 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	(第3号様式)		当該事項を変更しようとする日の8か月前までに届出しなければなりません。 当該事項を変更しようとする日前までに届出しなければなりません。 なお、説明会開催前に余裕をもって届出するようにしてください。

<p>廃止の届出 (規則第8条第4項)</p>	<p>中規模小売店舗を廃止する場合の届出です。</p>	<p>(第4号様式)</p>		<p>店舗面積が「500㎡超～1,000㎡以下」以外になる場合に届出するものであり、必ずしも店舗を廃止することではありません。</p>
<p>既存店舗に関する措置 (条例付則第3項)</p>	<p>条例施行の際現にある中規模小売店舗について、以下のいずれかの事項を初めて変更する場合の届出です。</p> <p>店舗面積の合計 施設の配置に関する事項 駐車場の位置・収容台数 駐輪場の位置・収容台数 荷さばき施設の位置・面積 廃棄物等の保管施設の位置・容量 廃棄物の処理施設の位置 施設の運営方法に関する事項 小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場の自動車の出入口の数・位置 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	<p>(付則様式)</p>		<p>変更しようとする日の8か月前までに(「施設の運営方法に関する事項」については、あらかじめ)、その旨とそれ以外の事項を届出しなければなりません。なお、協議等の対象は届出事項の内、変更する事項に限定されます。</p>
<p>説明会関連 (条例第6条第4項)</p>	<p>説明会を開催したときは、当該説明会の内容を記録した報告書を提出します。</p>	<p>(第5号様式)</p>		<p>説明会開催後、速やかに提出しなければなりません。</p>
<p>区長と設置者の協議に伴う届出・通知 (条例第8条第3項)</p>	<p>区長と協議をした結果を踏まえて、届出事項を変更する旨の届出です。</p> <hr/> <p>届出事項を変更しない旨の通知です。</p>	<p>(第7号様式) (第8号様式)</p>		<p>区長と設置者の届出内容の改善についての協議は、説明会開催日から4か月間です。区長は、協議が必要でないと認めたときは設置者にその旨を通知します。この場合、設置者は新設または変更をする日を繰り上げることができません。</p>
<p>区の勧告に伴う変更の届出 (条例第10条第2項)</p>	<p>区の勧告を踏まえて、届出事項を変更する旨の届出です。</p>	<p>(第11号様式)</p>		

凡例

条例：練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例

規則：練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例施行規則